

4 生きる支援の関連施策

番号	施策、事業等	内容	自殺対策の視点を加えた事業内容	課名
1. 基本施策 地域におけるネットワークの強化				
1	地域における連携・ネットワーク	自治委員会理事会	自治会との連携・ネットワークの強化	市民協働課
2		要保護児童対策及びDV対策地域協議会	児童虐待防止対策及びDV防止の充実	子育て・健幸課
3	特定の問題に対する連携・ネットワーク	生活困窮者自立支援事業との連携強化	自立相談支援事業	福祉課
4		ネットワーク間の情報共有の仕組みの構築	相談機関の連携・協力	子育て・健幸課 全課
2. 基本施策 自殺対策を支える人材の育成				
5		職員の研修事業	職員への研修	職員課 子育て・健幸課
6		健幸づくり推進員研修会の開催	自治会から推薦された推進員が地域における健幸づくりを効果的に推進することを目的としており年6回研修会を実施。	子育て・健幸課
7		健幸づくりサポーター学習会	健幸づくり推進員研修会を3回以上出席した方で健幸づくりを広める意欲のある方を対象に、地域での健幸づくりを広めるための学習会を実施。	子育て・健幸課
8	さまざまな職種を対象とする研修	食生活改善推進員活動	市が開催する「栄養教室」で学んだ後、各地域等で食育アドバイザーとして食育活動を実施。	子育て・健幸課
9		民生委員・児童委員活動	民生委員・児童委員による生活や福祉全般に関する相談・支援活動を行なう。	福祉課
10		放課後児童対策事業	昼間保護者等のいない家庭の小学生の育成、指導に資するため、授業の終了後に遊びを主とする児童健全育成事業を実施する。	子育て・健幸課
11		はしま広域ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人(提供会員)と育児の援助を受けたい人が会員になり、ファミリー・サポート・センターが仲介して、会員同士が支えあう。	子育て・健幸課
12	一般市民に対する研修	ゲートキーパー養成研修 健幸教育、出前講座	・ゲートキーパー研修を開催。 ・各種健幸教育の実施や依頼のある老人クラブ等への出前講座を実施。	子育て・健幸課
3. 基本施策 市民への啓発と周知				
13	リーフレット・パンフレット等での啓発	リーフレット・パンフレットの配布	・あらゆる機会を通じてパンフレットを配布し啓発を実施。 ・各種健康教育の実施や老人クラブ等への出前講座において、パンフレットを配布し啓発を実施。	子育て・健幸課
14		健幸フェスティバルの開催	体験型レクリエーションや体操、親子で楽しめる催し物、および羽島市事業の啓発等を実施。	子育て・健幸課
15		青少年教育推進事業	・青少年健全育成大会を始め、街頭啓発、推進員研修会等を開催し、地域に根差した青少年育成及び青少年健全育成に対する意識向上を図る。 ・青少年育成推進員を中心として、市内11地区で青少年育成活動を展開し、青少年が活躍する機会を創出するなど、地域ぐるみの青少年育成活動を展開する補助を行う。	生涯学習課
16	市民向けの講演会やイベント等での啓発	子ども会育成事業	各種団体活動を通し、異年齢の仲間とも積極的に人間関係を深めていく子ども達の育成を目指すとともに、子ども会育成上の知識・技能を高める。	生涯学習課

4 生きる支援の関連施策

番号	施策、事業等	内容	自殺対策の視点を加えた事業内容	課名
17	人権教育推進事業	市内各団体から委員を構成する社会人権教育推進協議会を開催し、人権教育の推進方策について研究協議する。また、人権を考える会や人権作文コンクールの開催を通して、市民の人権に対する理解を深める契機とする。	・人権を尊重することの重要性を正しく理解し、人権について考える機会を設けることは、自己有用感の向上や他者への理解促進に繋がったり、間接的な自殺対策(生きることの促進要因への支援)にもなり得る。 ・相談窓口等が掲載されたリーフレットがあれば、会議等で配布することで、問題の啓発や情報提供が可能である。	生涯学習課
18	PTA連合会補助金	PTAに関する各種事業や研修会、委員会の活動を計画的に実施し、会員相互の学習意識と資質の向上を図る。	・事業や研修会にて自殺問題についての情報提供を行うことで、保護者の子どもの自殺のサインに対する気づきの力を高めることができる。 ・役員会の場で、相談先の情報等を併せて提供することで、子どもだけでなく保護者自身が問題を抱えた際の相談先の情報提供の機会とすることができる。	生涯学習課
19	企画展	幅広い年代が読書への関心を高められる展示、現代的な課題に関する展示により、図書館からの情報発信を行う。	自殺予防週間や自殺対策強化月間に、「自殺予防・心の健康・命」等をテーマにした展示を行うことにより、心の健康づくりに関する情報発信を行う。	図書館
20	広報はしまによる啓発	市政情報・イベント情報など幅広い情報を市民に提供する為に、広報はしまを年12回発行する。	9月10日から9月16日の「自殺予防週間」に合わせたイベントの開催に伴った広報はしまへの自殺予防の啓発記事を掲載する。	秘書広報課
21	メディアを活用した啓発	ホームページによる啓発	9月10日から9月16日の「自殺予防週間」3月の「自殺予防月間」にあわせてイベントの開催を行い、ホームページにて啓発を行う。	子育て・健幸課
22	メンタルチェックシステム	・年間を通じ、市のホームページ上でメンタルチェックや相談窓口周知を行うシステムを稼働	ストレスサインに気づき、適切な対応をとることで、うつ病の発症や悪化を防ぎ、自殺を防止できるよう、WEB媒体を用い、啓発を行う。	子育て・健幸課
4. 基本施策 生きることの促進要因への支援				
23	放課後子ども教室推進事業	小学校の余裕教室等を活用して、安全・安心な子ども達の居場所を設け、学習習慣の定着を図るとともに、地域住民との様々な体験活動を通して心豊かでたくましい子ども達を地域社会の中で育む環境づくりを推進する。	・子どもが学校や家庭を超えて、地域住民と交流できる機会を提供することは、地域で住民同士が助け合える関係を構築する機会となる。 ・教室を通してコーディネーターやスタッフは子どもや保護者と接する機会が多くあり、本人や家庭の抱える問題を察知できれば、早期の対応が可能となる。 ・教室への参加や地域の大人との交流を通じ、子ども達の様々な活動・学びに対する意欲の向上や、社会性の育成が期待できるため、間接的な自殺対策にもなり得る。	生涯学習課
24	家庭教育推進事業 居場所づくり活動	西部幼稚園、各小・中学校・義務教育学校において、保護者に対し、家庭教育に関する学習機会の提供や家庭教育学級の運営支援を行い、保護者の資質や家庭の教育力向上を図る。	・周囲に親類や知人がいない場合、子育てに関する悩みや問題を相談する場がないと、子育てに対する不安やストレスが増長し、自殺のリスクが高まる。 ・保護者が情報交換をしながら、互いに子育てについて学び合うことや家庭教育学級を通して保護者間のコミュニティが生まれることは、生きることの阻害要因を減らし、自殺対策に寄与すると考えられる。	生涯学習課
25	生涯学習推進事業	個人が生きがいのある心豊かな人生を送るために継続していく学習と、その成果を地域社会で役立てていく「地域づくり型生涯学習」の推進を行う。	・地域や社会との関係が希薄な人は、悩みや不安を相談する場もなく、孤独な状況が更にそれを増長させていくと、自殺予備軍となり得る可能性がある。 ・市関係課・施設等の講座等を集約した生涯学習情報誌を発行し、広く市民に趣味や生きがいを見つける機会について情報提供し、促すことは、間接的な生きることへの包括的支援(生きることの促進要因の増加及び阻害要因の減少)になり得る。	生涯学習課
26	赤ちゃんタイム	子育て世代が気兼ねなく図書館を利用できるよう、「赤ちゃんタイム」を実施する。また、子育て世代の来館を促すことで、保護者の交流・情報交換の場となることもねらいとする。	保護者の交流・情報交換の場を提供することにより、子育てに悩んでいる保護者の心理的な負担の軽減が期待できる。	図書館
27	こころの相談	精神保健福祉士によるこころの相談を月に1回実施	様々な悩みに対する解決への助言により精神科へのつなぎなどの早めの対策をとることにより、自殺を予防できる。	子育て・健幸課
28	精神保健 (困難事例対応精神障害者と家族への個別支援の充実)	困難事例対応精神障害者(疑い含む)及びその家族への個別支援の充実	・精神障害を抱える方とその家族の中でも、特に困難事例とされる方は自殺リスクの高い方が少なくない。 ・個別支援を充実させることで、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。 ・亡くなった方の中には自殺による死亡のケースがあることも想定されるため、遺族に対して相談先等の情報を掲載したリーフレット(自死遺族の相談・支援先も掲載)を配布することで家族への情報提供を行う。	子育て・健幸課
29	放課後児童対策事業	昼間保護者等のいない家庭の小学生の育成、指導に資するため、授業の終了後に遊びを主とする児童健全育成事業を実施する。	放課後児童教室を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会が多くなり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握する接点になり得る。	子育て・健幸課
30	子ども家庭センターの運営(子育て短期支援事業)	児童の養育が困難な家庭の児童を対象として、保護者の保養と児童の安定した生活を図るため児童を一定の期間養育する事業。	子どもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。	子育て・健幸課
31	子ども・多世代交流食堂事業補助金	子ども・多世代交流食堂を開設する非営利団体への補助を通じ、子どもが多世代と集いふれあう居場所づくりの推進を図る。	子ども・多世代交流食堂は、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。	子育て・健幸課
32	学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の子ども(小・中学生)に対し、大学生や教員OB等のボランティアにより学習の支援や、学習相談等を行う事業。	学習支援ボランティア事業は、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得る。	子育て・健幸課

4 生きる支援の関連施策

番号	施策、事業等	内容	自殺対策の視点を加えた事業内容	課名	
33	相談支援体制の充実	子ども家庭センターの運営(主任児童部会)	地域の子どもや家庭を見守り、子育てや妊娠中の不安や心配ごと等の相談・支援等を行う主任児童委員の会議・研修会	子育て・健幸課	
34	障害者相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行なう。	障がい者や障がい児の介護を行なうものへ相談支援を提供し、障害者の抱える様々な問題や介護者に過度な負担が掛かからないよう適切な支援先へとつなげる。	福祉課	
35	児童発達相談支援事業	障がい児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行なう。	障がい児の保護者へ相談支援を提供し、障がい児を持つ家庭の抱える様々な問題や保護者に過度な負担が掛かからないよう適切な支援先へとつなげる。	福祉課	
36	障害者相談員による相談業務(身体・知的障害者相談員)	行政より委託した障害者相談員による相談業務	支援が必要な場合には適切な関連先につなぐ等、相談員が気づき役、つなぎ役としての役割を務める。	福祉課	
37	障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置	虐待への対応を糸口に、本人や家族等、介護者が抱える様々な問題に対し適切な支援先へとつなげる。	福祉課	
38	人権啓発活動	人権意識を高めるための啓発をおこなう。	活動において、相手を思いやる心をはぐむ等の人権啓発をおこなう。	市民相談室	
39	法律相談(無料)	離婚・紛争等の法律に関わる相談窓口を開設する。	弁護士への法的な見解を求める相談は、深刻な問題を抱えている相談もあるため、関係機関との連携を図る。	市民相談室	
40	相談支援	患者家族に対する相談支援	患者やその家族から相談を受けた場合には相談に乗り支援している。精神科が閉鎖され精神科の医師が不在であるため、必要時には、いのちの電話など紹介をしている。	市民病院	
41	青年期健診対象者へのアンケート	青年期健診対象者に、うつチェックアンケートを実施し、必要時には相談等行っていく。	アンケート結果を活用し、自殺リスクが高い受診者がいた場合に、個別の支援につなげることができれば、問題の早期発見と早期支援の機会となり得る。	子育て・健幸課	
42	特定保健指導の訪問指導	特定健診受診者への特定保健指導を各家庭を訪問し実施。	訪問指導の際に日常状況の聞き取りと把握を行うことで、自殺のリスクが高い場合には他機関につなぐ等の対応を行うことができれば、自殺リスクの軽減にもつながり得る。	子育て・健幸課	
43	早期発見	こんにちは赤ちゃん訪問	産後うつを発症しやすい時期であることを認識のうえで訪問することで、母親のメンタル状況を把握し、産後うつの可能性がある場合には継続支援を実施する。	子育て・健幸課	
44	住民基本台帳事務における支援措置事務	・DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者からの申し出により、住民票の写し・戸籍の附票の写しの交付制限、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制限をする。	必要な場合には、適切な窓口へ連絡する対応を行う。	市民課	
45	戸籍事務における支援措置事務	・戸籍届書の記載事項証明書や受理証明書の請求があった場合、被害者の住所等が覚知されないよう、黒マジック等でマスキングして発行する。	必要な場合には、適切な窓口へ連絡する対応を行う。	市民課	
5. 基本施策 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の実施					
46	居場所づくり活動	魅力ある学校づくり(居場所・絆づくり)の推進	同僚性を高めて、分析と実態に合わせた取組を計画気を実施する。	居場所と絆をつくり、個々が楽しく学校生活を送ることで前向きに生きようとする。	教育支援センター
47	いじめ・不登校対策専門員の配置	専門員が未然防止や個別対応を効果的に推進することを目的に各学校に配置する。	専門員の相談活動をしてもらい、様々な支援機関につなげる等、支援への接点となってもらう。	教育支援センター	
48	相談支援体制の充実	スクールカウンセラーの設置	本人や家族状況を把握し問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	教育支援センター	
49	相談窓口の設置と啓発	相談窓口を設置し、さらにSOS相談カードを配布する	早期に相談を行うことにより、個別に丁寧に対応を行うことができる。	教育支援センター	
50	見守り、早期発見	いじめ防止条例に基づき早期発見、早期対応、長期見守り	・定期的なアンケートの実施 ・変化を見逃さず、迅速に組織的な対応を行う ・子どもを長期間見守る	・講座において、自殺対策(生きることへの包括的支援)に関連する講義の機会を設け予防に関する意識を高める。 ・啓発用のパンフレットの配布を通じて地域の支援機関等の資源について住民に情報周知を図る。	教育支援センター
51	啓発	有害なサイト(自殺サイトなど)にかかわらない指導の継続	国や県の施策を受けて、教育委員会としてネットに依存することの危険性を啓発する。	有害サイトに入らない指導について、学校、家庭、地域と連携して対策を考え実践する。	教育支援センター
6. 重点施策 勤務問題に関わる自殺対策の推進					
52	メンタルチェックシステム	・年間を通じ、市のホームページ上でメンタルチェックや相談窓口周知を行うシステムを稼働	ストレスサインに気づき、適切な対応をとることで、うつ病の発症や悪化を防ぎ、自殺を防止できるよう、WEB媒体を用い、啓発を行なう。	子育て・健幸課	
53	啓発	商工会議所と連携した啓発	啓発用のパンフレット等の配布を通じて地域の支援機関等の資源について情報提供を図る。	子育て・健幸課 商工観光課	
54	働く人々に向けた啓発	市のホームページ等で勤務問題と自殺についての関係や相談窓口の周知を行う。	過重労働や長時間労働等の労働に関する諸問題につき対応を行う機関の情報等を掲載することで、それらの問題を抱えて自殺のリスクが高まっている労働者が、様々な支援先につながりやすくなる可能性がある。	子育て・健幸課	

4 生きる支援の関連施策

番号	施策、事業等	内容	自殺対策の視点を加えた事業内容	課名
7. 重点施策 高齢者の自殺対策の推進				
55	地域ふれあい交流事業(ふれあいサロン)	家に閉じこもりがちになり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に対して、地域住民とのふれあい交流を通じ、社会的孤立感の解消、自立生活の助長、介護予防を図る。	茶話会等を通じて、地域の住民との交流することで、社会的孤立感の解消や必要に応じて、行政サービスの提供へ繋げる。	高齢福祉課
56	居場所づくり活動 老人クラブ活動	各地区単位の老人クラブ活動への参加をすすめる。	老人クラブの活動において地域の繋がりを持つ機会を増やし、高齢者自らが生きがいや役割を見出す。	高齢福祉課
57	中央公民館事業費	生涯学習活動の拠点として、市民ニーズに対応した各種講座を開催するなど、個人や地域の学びの推進を図る。	高齢者の中には、退職などをきっかけに周囲との繋がりを失うことで地域や社会で孤立してしまう人もいる。講座への参加を通して、新たな趣味・生きがいをもつことへのきっかけづくりや他者との関わりによって孤独感が減少することは、生きる意欲の増進(生きることの包括的支援)にもなり得る。	生涯学習課
58	相談支援体制の充実 高齢者の総合相談窓口	市又は地域包括支援センターが高齢者やその家族等からの介護保険や生活支援等に関する相談に応じて、必要な情報の提供や支援を行う。	高齢者や介護者や家族等の負担が解消されるように、介護保険や生活支援等のサービス提供の情報や関係機関等との連携を行う。	高齢福祉課
59	老人保護措置	高齢者で、環境上の理由や経済的理由で自宅での生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置する。	高齢者が生活できる環境の提供することで、高齢者の負担が解消されるように、施設等と連携しながら支援をする。	高齢福祉課
60	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者を養成し、地域見守り体制づくりを行う。	高齢福祉課
61	見守り活動 友愛訪問事業	ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者や認知症高齢者を定期的に訪問して動静の確認、励まし等を民生委員と連携して行う。	定期的に訪問して、話相手や相談相手になることで、必要な行政サービスへの提供へつなげる。	高齢福祉課
62	配食サービス事業	ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯のみの世帯で、配食が必要な者へ配食することで、健康増進を図るとともに安否確認を行う。	安否確認の中で、異常等があった場合には速やかに関係機関等へ連絡をする。	高齢福祉課
8. 重点施策 生活困窮者、無職者・失業者に関わる自殺対策の推進				
63	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対し、生活基盤を安定させるための自立支援を行なう。	生活基盤が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備などの基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	福祉課
64	相談支援体制の充実 生活保護制度による支援	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助	扶助受給等の機会を通じて本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげる。	福祉課
65	市民相談事業	市民相談事業(多重債務相談、心配ごと相談等)	市民相談を受ける窓口は高齢者からの相談が多く、複雑な困りごとを抱えている人の相談に応じるため、関係各課及び関係機関との連携を図る。	市民相談室
9. 重点施策 子ども・若者向け自殺対策の推進				
66	居場所づくり活動 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を開設し、子育てについての相談、子育て関連情報の提供、子育て支援に関する講習などを行う。	・周囲に親類・知人がいない場合、子育てに伴う過度な負担が夫婦(特に妻)にかかり、自殺のリスクが高まる恐れもある。 ・保護者が集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与し得るとともに、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。	子育て・健幸課
67	子育て世代包括支援センター 羽っぴいの設置	子育て世代包括支援センター羽っぴいの設置	関係機関との連携をはかりながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う。	子育て・健幸課
68	産後ケア事業	産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	個々の状況に応じたケアプランを作成し、母親の育児不安の軽減を図ることで、産後早期からの切れ目のない支援を実施。	子育て・健幸課
69	相談支援体制の充実 妊婦相談	妊娠届出の際に、保健師が個別面接を実施	妊婦相談票を活用しながら、1人1人の妊婦の生活背景や精神状態を把握し、必要な場合には妊娠期からの継続支援を開始する。	子育て・健幸課
70	母子の健康サポート事業	未熟児で出生した母子や支援が必要な母子へ保健所等と訪問をし指導を実施	保健所や医療機関との連携をはかりながら必要時に継続支援を実施する。	子育て・健幸課
71	母子相談	各月齢に応じて各種健診や相談を実施	・子育ての悩みや不安の相談に保健師や管理栄養士、歯科衛生士が専門性を生かして相談にのることで母親の負担軽減を図る。 ・個別面接を通じて、母親の育児負担感についても把握を行い必要な場合には継続支援を実施する。 ・必要な場合には適切な相談機関へとつなげる。	子育て・健幸課
72	命輝きふれあい事業	青少年に対し、他者とのふれあいを通し「相手の生」を感じることで「自分の生」について考え実感できる体験や早期の家庭教育に関する学習機会の提供を行うことで命の大切さや思いやる心の育成を図る。	青少年が乳幼児親子や高齢者とのふれあい体験を通し、自他の命の大切さや尊さを実感することは、命についての理解を深め、自殺リスクの低下に繋がると考えられる。	生涯学習課
73	リーフレット・パンフレットの配布	子どもや若者が集う場でリーフレット等の啓発ちらしを配布する。	命の大切さや生きることについて再認識できるようリーフレットを配布しこれからの未来に向けて生きる希望や意欲がもてるよう働きかける。	子育て・健幸課